

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の  
通勤手当支給に関する規則

昭和45年3月30日

規則第5号

改正 平成17年5月規則第1号

令和3年11月 同 第1号

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の通勤手当の支給に関し  
ては、三条市職員の通勤手当支給に関する規則（平成17年三条市規則第27号）を準  
用する。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月規則第1号）

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（令和3年11月規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。